

茨城県就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

平成18年11月30日

茨城県規則第90号

茨城県就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則を次のように定める。

茨城県就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)の施行に関し，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年／文部科学省／厚生労働省／令第3号。以下「省令」という。)及び茨城県認定こども園の認定基準に関する条例(平成18年茨城県条例第64号。以下「条例」という。)に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は，法及び条例において使用する用語の例による。

2 この規則において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育に欠ける子ども 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する乳児又は幼児をいう。
- (2) 保育に欠けない子ども 児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子どもをいう。

(認定申請書)

第3条 法第4条第1項の申請書は，認定こども園認定申請書(様式第1号)とする。

(認定の有効期間等)

第4条 法第5条第2項の申請書は，認定こども園有効期間更新申請書(様式第2号)とする。

2 法第5条第1項に規定する認定の有効期間は，認定の日から起算して5年とする。ただし，知事は，地域における保育に対する需要の状況等を考慮して必要と認めるときは，5年に満たない期間とすることができる。

(変更の届出等)

第5条 法第7条第1項の規定による届出は，変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

2 省令第6条第1号の知事が定める数は，法第4条第1項第3号に規定する乳児若しくは幼児の数に5分の1を乗じて得た数又は同項第4号に規定する子どもの数に5分の1を乗じて得た数のうちいずれか少ない数とする。

3 省令第6条第2号の知事が定める変更は，職員の資格の保有状況に係る変更とする。

(運営状況の報告等)

第6条 法第8条第1項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書(様式第4号)により行うものとする。

2 省令第7条の知事の定める日は、6月30日とする。

3 省令第7条第2号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の配置に関する事項
- (2) 職員の資格に関する事項
- (3) 施設設備に関する事項
- (4) 教育及び保育の内容に関する事項
- (5) 教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する事項
- (6) 子育て支援事業に関する事項
- (7) 管理運営等に関する事項

4 省令第7条第3号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育及び保育の目標並びに主な内容
- (2) 実施する子育て支援事業
- (3) 子どもの1日の活動内容
- (4) 利用料
- (5) 職員の資格の保有状況
- (6) 施設の概要
- (7) 学級数

(廃止等の届出)

第7条 認定こども園の設置者は、認定こども園を廃止し、若しくは休止し、又は休止した認定こども園を再開しようとするときは、認定こども園廃止(休止・再開)届出書(様式第5号)により、廃止し、若しくは休止し、又は再開しようとする日の1月前までに知事に届け出るものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所

氏名 印

	法人又は団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名	
--	------------------------------	--

認定こども園認定申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項(第2項)の認定を受けたいので、同法第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

施設の名称		施設1	施設の種別	施設1	
		施設2		施設2	
施設の所在地		施設1			
		施設2			
定員	保育に欠ける子どもの数	満3歳未満	満3歳以上	合計	
		人( 人)	人( 人)	人( 人)	
	保育に欠けない子どもの数	満3歳未満	満3歳以上		
		人	人		
認定こども園の名称					
認定こども園の長となるべき者の氏名					
教育及び保育の目標並びに主な内容		別紙2のとおり			
実施する子育て支援事業		別紙2のとおり			
開設予定年月日		年 月 日			

備考

- 1 共同して申請する場合は、申請者を2段書きすること。
- 2 「施設の名称」欄、「施設の種別」欄及び「施設の所在地」欄は、認定こども園を1の施設で構成する場合は「施設1」欄に、2の施設で構成する場合は「施設1」欄及び「施設2」欄に、それぞれ記入すること。
- 3 「施設の種別」欄には、幼稚園、保育所又は認可外保育施設の別を記入すること。

4 欄の括弧内には、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園を構成する保育所において、定員を超えて保育を行う場合は、その超える数を記入すること。

#### 添付書類

- 1 職員及び施設設備に関する調書(別紙1)
- 2 教育保育概要(別紙2)
- 3 幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有することを証する書類の写し
- 4 申請者の定款，寄付行為その他の規約及び登記事項証明書(申請者が個人の場合にあっては，住民票又は外国人登録証明書)の写し
- 5 施設の周辺の地図
- 6 建物の配置図，平面図及び立面図
- 7 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- 8 土地及び建物の登記事項証明書並びに使用の権利を証する書類の写し
- 9 関係市町村長の意見書
- 10 食事の提供に関する業務の委託契約書の写し
- 11 食事に関する計画を記載した書類
- 12 教育及び保育に関する全体的な計画を記載した書類
- 13 教育及び保育に従事する者の研修その他の資質の向上のための事業に関する計画を記載した書類
- 14 子育て支援事業に関する計画を記載した書類
- 15 管理運営等に関する計画を記載した書類(別紙3)
- 16 保育する子どもに関して契約している保険等の契約書の写し
- 17 利用料に関する書類
- 18 認定こども園の長となるべき者の履歴書
- 19 その他知事が必要と認める書類

別紙1

職員及び施設設備に関する調書

子ども	区分		満1歳未満	満1歳	満2歳	満3歳	満4歳	満5歳	合計
	定員等	保育に欠ける子どもの定員及び数		人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
保育に欠けない子どもの定員及び数					人 (人)	人 (人)	人 (人)	人	
学級数						学級			学級
職員配置の状況	必要な職員数	保育に欠ける子ども	1 人 (人)	2 人 (人)	3 人 (人)	4 人 (人)	6 人 (人)		
		保育に欠けない子ども			5 人 (人)				
職員の配置		保育士の資格を有する者	人	保育士の資格を有する者	人	幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格の両方を有する者	人	幼稚園の教員の免許状のみを有する者	人
職員資格の状況等	職名	氏名	年齢	免許又は資格	学級担任	常勤又は非常勤の別	非常勤職員の勤務形態		
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日		
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日		
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日		
				幼・保		常勤・非常勤	日/月 時間/日		
建築物の構造等	構造	階数	総面積		利用形態				
	造		m2		1 自己所有 2 賃貸借契約(期間 年間) 3 使用貸借契約(期間 年間)				

施設	室名		面積	室名	面積
	乳児室		m2	遊戯室	m2
	ほふく室		m2	調乳室	m2
	満2歳の子どもが使用する保育室		m2	もく浴室	m2
	満3歳以上の子どもが使用する保育室		m2	職員室	m2
	調理室		m2		
	合計				m2
	園舎の面積				m2
屋外遊戯場の面積				m2	
土地の状況等	敷地面積		利用形態		
	m2		1 自己所有 2 賃貸借契約(期間 年間) 3 使用貸借契約(期間 年間)		
食事の提供に関する業務の委託	氏名		所属		
	栄養指導を行う栄養士				
	設備名		数量		
	加熱, 保存等の設備				
学級担任の特例を適用する職員	氏名	幼稚園の教員の免許状の取得に係る試験の受験状況又は養成課程の履修状況	認定こども園の長となるべき者(認定こども園の長)の意見		
長時間利用児担当の特例を適用する職員	氏名	保育士の資格の取得に係る試験の受験状況又は養成課程の履修状況	認定こども園の長となるべき者(認定こども園の長)の意見		

## 備考

1 「子どもの定員等」欄の括弧内には、申請年月日の前日に保育している子どもの数を記入すること。

2 「 1」欄には満1歳未満の子どもの定員を3で除して得た数(その数に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次項において同じ。)を、「 2」欄には満1歳及び満2歳の子どもの定員を合計して得た数を6で除して得た数を、「 3」欄には満3歳の保育に欠ける子どもの定員を20で除して得た数を、「 4」欄には満4歳及び満5歳の保育に欠ける子どもの定員を合計して得た数を30で除して得た数を、「 5」欄には満3歳から満5歳までの保育に欠けない子どもの数を合計して得た数を35で除して得た数を、それぞれ記入すること。

3 「 1」欄の括弧内には申請年月日の前日に保育している満1歳未満の子どもの数を3で除して得た数を、「 2」欄の括弧内には申請年月日の前日に保育している満1歳及び満2歳の子どもの数を合計して得た数を6で除して得た数を、「 3」欄の括弧内には申請年月日の前日に保育している満3歳の保育に欠ける子どもの数を20で除して得た数を、「 4」欄の括弧内には申請年月日の前日に保育している満4歳及び満5歳の保育に欠ける子どもの数を合計して得た数を30で除して得た数を、「 5」欄の括弧内には申請年月日の前日に保育している満3歳から満5歳までの保育に欠けない子どもの数を合計して得た数を35で除して得た数を、それぞれ記入すること。

4 「 6」欄には、「 1」欄から「 5」欄までの数を合計して得た数(その数に少数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。次項において同じ。)を記入すること。

5 「 6」欄の括弧内には、「 1」欄から「 5」欄までの括弧内の数を合計して得た数を記入すること。

6 「免許又は資格」欄は、幼稚園の教員の免許状を有する者は「幼」を、保育士の資格を有する者は「保」を、両方を有する者は「幼」及び「保」を、それぞれで囲むこと。

7 「学級担任」欄には、学級担任をする者の欄に を付すこと。

8 「常勤又は非常勤の別」欄には、該当するものを で囲むこと。

9 「非常勤職員の勤務形態」欄には、1月当たりの勤務日数及び勤務時間を記入すること。

10 「利用形態」欄は、該当する番号を で囲むこと。

11 「学級担任の特例を適用する職員」とは、条例付則第2項の規定により保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものとされた職員をいう。

12 「長時間利用児担当の特例を適用する職員」とは、条例付則第3項の規定により幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものとされた職員をいう。

13 記入する欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別葉とすること。

## 別紙2

## 教育保育概要

認定こども園の名称								
教育及び保育の目標								
教育及び保育の主な内容	開園日数	日/年	開園時間	平日	時	分	時	分
				土曜日	時	分	時	分
				日曜日	時	分	時	分
				休日				
実施する子育て支援事業	事業名		実施日数		担当職員			
			日/週		幼稚園教諭	人(うち兼任	人)	
			日/週		保育士	人(うち兼任	人)	
			日/週		幼稚園教諭及び保育士	人(うち兼任	人)	
			日/週		その他の職員	人(うち兼任	人)	
子どもの1日の活動内容	満3歳未満			満3歳以上				
	時刻	活動内容		時刻	活動内容			
利用料								
職員の資格の保育状況	幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格の両方を有する者		人	幼稚園の教員の免許状のみを有する者			人	
	保育士の資格のみを有する者		人					
施設の概要	園舎の面積	m2		保育室の面積	m2			
	屋外遊戯場の面積		m2		調理室の有無	有・無		
学級数	学級							

## 備考

1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。



2 「事業名」欄には、次の各号に掲げる事業のいずれかを記入すること。

(1) 親子のつどいの場等提供事業 親子が相互の交流を行う場所を開設する等により、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業

(2) 子育て家庭訪問事業 家庭に職員を派遣し、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業

(3) 一時保育事業 保護者の疾病等の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業

(4) 子育て支援連絡調整事業 子育て支援を希望する保護者と、子育て支援を実施する者との間の連絡及び調整を行う事業

(5) 子育て支援サポート事業 地域の子育て支援を行う者に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

3 「担当職員」欄の括弧内には、担当職員が子育て支援事業のほか教育及び保育に従事する場合にその数を記入すること。

4 「利用料」欄には、利用料、入園料、食事代等認定こども園の利用に要する費用を記入すること。

5 「調理室の有無」欄には、該当するものを で囲むこと。

6 記入する欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別葉とすること。

### 別紙3

#### 管理運営等に関する計画

選考の方法		
耐震，防災，防犯等子どもの健康及び安全確保する体制の状況		
民間保険等への加入状況	保険の種類	
	保険会社名	
	保険金額(補償金額)	円
情報開示の方法		
自己評価，外部評価等の実施方法		

#### 備考

1 「選考の方法」欄には、選考基準、特別な配慮が必要な子どもの選考、市町村との連携等について記入すること。

2 「耐震，防災，防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制の状況」欄には、避難訓練の実施、子ども及び職員の健康診断の実施等について記入すること。

3 「情報開示の方法」欄には、開示する内容、開示する方法等について記入すること。

4 「自己評価，外部評価等の実施方法」欄には、自己評価及び外部評価の実施方法、評価者及び評価結果の公表方法等について記入すること。

5 記入する欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、又は別葉とすること。

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者	住所
	氏名 印
	法人又は団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名

認定こども園有効期間更新申請書

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第1項の有効期間の更新を受けたいので，同条第2項の規定により，下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

添付書類

関係する市町村長の意見書

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者	住所
	氏名 印
法人又は団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名	

変更届出書

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項各号に掲げる事項(第6条第1項の規定により周知された事項)を変更するので，同法第7条第1項の規定により，下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

認定こども園の名称		
施設の所在地	施設1	
	施設2	
変更する事項	変更前	変更後
変更予定年月日	年 月 日	

備考

- 1 共同して届出をする場合は，設置者を2段書きすること。
- 2 「施設の所在地」欄は，認定こども園を1の施設で構成する場合は「施設1」欄に，2の施設で構成する場合は「施設1」欄及び「施設2」欄に，それぞれ記入すること。
- 3 変更する事項が確認できる書類を添付すること。

茨城県知事 殿

	設置者	住所
		氏名 <span style="float: right;">印</span>
法人又は団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名		

認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第8条第1項の規定により，認定こども園の運営状況について，下記のとおり報告します。

記

施設の名称	施設1	施設の種別	施設1	
	施設2		施設2	
施設の所在地	施設1			
	施設2			
報告年月日の前日において保育している保育に欠ける子どもの数	満3歳未満	満3歳以上	合計	
	人	人	人	
報告年月日の前日において保育している保育に欠けない子どもの数	満3歳未満	満3歳以上		
	人	人		
認定こども園の名称				
認定こども園の長の氏名				

備考

- 1 共同して報告をする場合は，設置者を2段書きすること。
- 2 「施設の名称」欄，「施設の種別」欄及び「施設の所在地」欄は，認定こども園を1の施設で構成する場合は「施設1」欄に，2の施設で構成する場合は「施設1」欄及び「施設2」欄に，それぞれ記入すること。

3 「施設の種別」欄には、幼稚園、保育所又は認可外保育施設の別を記入すること。

添付書類

1 職員及び施設設備に関する調書(茨城県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(以下「規則」という。)様式第1号の別紙1を使用すること。)

2 教育保育概要(規則様式第1号の別紙2を使用すること。)

3 職員について変更があった場合には、変更に係る職員の幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有することを証する書類の写し

4 食事の提供に関する業務の委託契約書の写し

5 食育に関する計画の前年度の実施状況及び今年度の計画を記載した書類

6 教育及び保育に関する全体的な計画の前年度の実施状況及び今年度の計画を記載した書類

7 教育及び保育に従事する者の研修その他の資質の向上のための事業に関する計画の前年度の実施状況及び今年度の計画を記載した書類

8 子育て支援事業に関する計画の前年度の実施状況及び今年度の計画を記載した書類

9 管理運営等に関する計画の前年度の実施状況及び今年度の計画を記載した書類

10 保育する子どもに関して契約している保険等の契約書の写し

11 利用料に関する書類

12 その他知事が必要と認める書類

茨城県知事 殿

	設置者	住所
		氏名 <span style="float: right;">印</span>
法人又は団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名		

認定こども園廃止(休止・再開)届出書

認定こども園を廃止(休止・再開)するので、下記のとおり届け出ます。

記

施設の名称	施設1		施設の種別	施設1	
	施設2			施設2	
施設の所在地	施設1				
	施設2				
届出年月日の前日において保育している保育に欠ける子どもの数	満3歳未満	満3歳以上	合計		
	人	人	人		
届出年月日の前日において保育している保育に欠けない子どもの数	満3歳未満	満3歳以上			
	人	人			
認定こども園の名称					
廃止(休止・再開)の予定年月日	年 月 日				
廃止(休止・再開)の理由					
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
保育している子どもの数					

処遇	
----	--

備考

- 1 共同して届け出る場合は、設置者を2段書きすること。
- 2 「施設の名称」欄、「施設の種別」欄及び「施設の所在地」欄には、認定こども園を1の施設で構成する場合は「施設1」欄に、2の施設で構成する場合は「施設1」及び「施設2」欄に、それぞれ記入すること。
- 3 「施設の種別」欄には、幼稚園、保育所又は認可外保育施設の別を記入すること。